

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止め請求事件

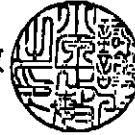
原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

## 準備書面(12)

平成26年2月28日

福井地方裁判所民事第2部 御中

被告訴讼代理人 弁護士 小 原 正 敏	
弁護士 田 中 宏	
弁護士 西 出 智 幸	
弁護士 原 井 大 介	
弁護士 森 拓 也	
弁護士 辰 田 淳	
弁護士 今 城 德	

本書面では、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）における埋戻し土に関する、御庁からの平成26年2月12日付求釈明に対して回答する。

## 第1 御庁からの求釈明内容

「本件原発の敷地において、埋め戻し土は使われているか否か、説明されたい。」

## 第2 回答

被告は、本件発電所において、地表を掘削して建設した建物の周囲、地表から掘削して地中に建設した構造物の上部等の一部で埋戻し土を使用している<sup>1</sup>。しかしながら、原子炉格納施設<sup>2</sup>、原子炉補助建屋<sup>3</sup>、海水管トンネル<sup>4</sup>等の本件発電所の重要な安全機能を有する施設については、強固な岩盤<sup>5</sup>に直接設置しており、岩盤に設置するために掘削した周囲や上部に埋戻し土を使用している場合であっても、埋戻し土の搖すり込み沈下<sup>6</sup>等によって安全機能に重大な影響が生じるおそれのないことを確認している。

なお、この被告の評価に関しては、「関西電力（株）大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書（案）」（乙22）<sup>7</sup>において、「耐震重要施設間及び同施設周辺において不等沈下、搖すり込み沈下等によって安全機能に重大な影響を与えるおそれはない」（11頁）と結論付けられているところである。

以上

<sup>1</sup> 本件発電所に限らず、地表を掘削して建物を建設する場合等に、埋戻し土が使用される。

<sup>2</sup> 原子炉格納施設については、被告の平成25年4月12日付準備書面（1）53頁を参照。

<sup>3</sup> 原子炉補助建屋については、被告の平成25年7月19日付準備書面（2）7頁脚注2を参照。

<sup>4</sup> 本件発電所において、海水管（原告らの言う「非常用取水路」）は強固な岩盤中に設置した海水管トンネル内に敷設されている。被告は、海水管及び海水管トンネルが基準地盤動S sに対する耐震安全性を有していることを確認している。

<sup>5</sup> 十分な支持性能があり、変位が生ずるおそれがない地盤等に該当する（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）第3条第1項ないし第3項を参照）。

<sup>6</sup> 搖すり込み沈下については、乙8の18頁を参照。

<sup>7</sup> 乙22の表題には「（案）」と記載されているが、原子力規制委員会の審議により、これがそのまま最終版として承認されている（平成26年2月10日付被告準備書面（7）16頁脚注29）。